

《ケース③》

解 説

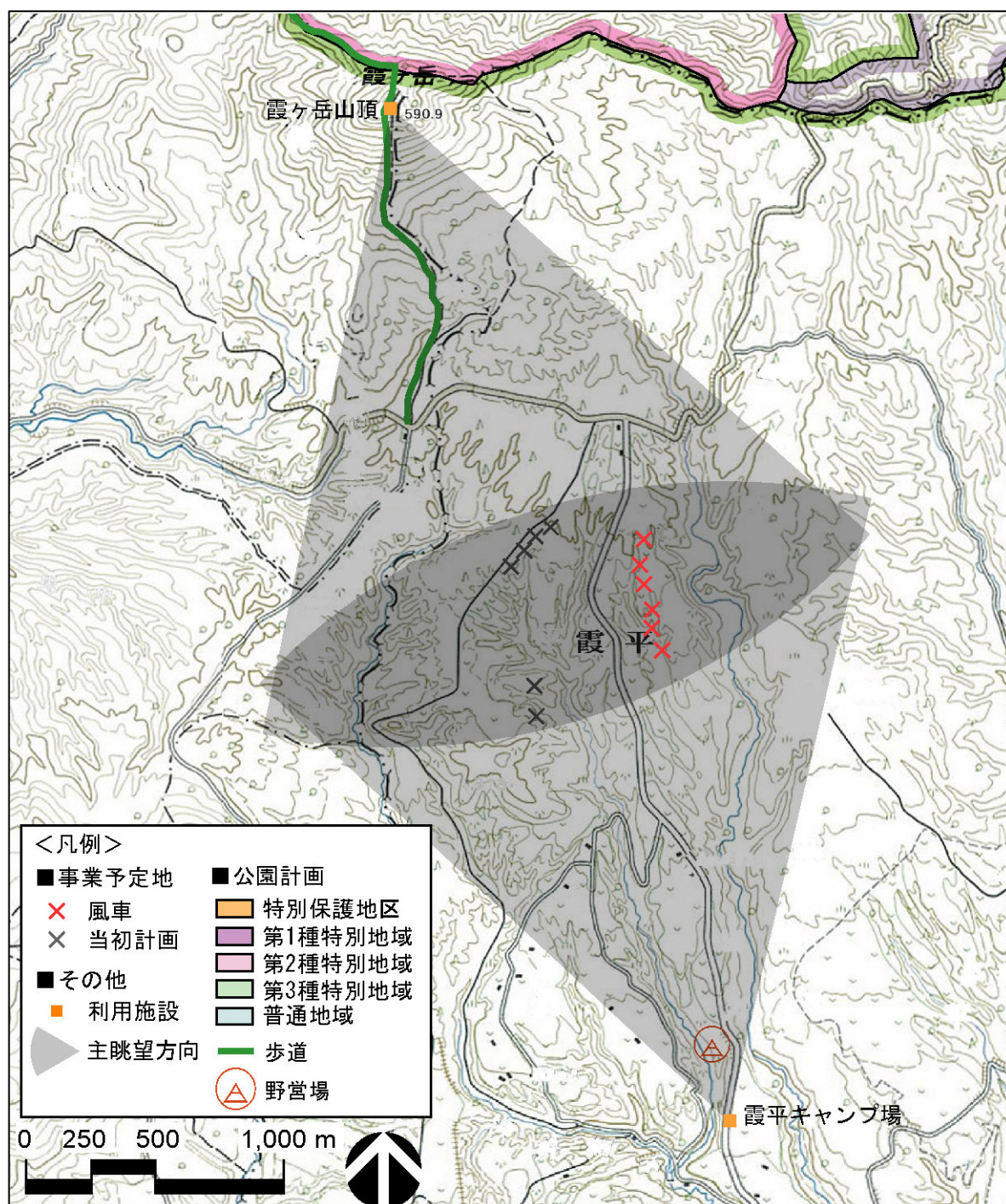
- ・ケース②の修正案として、「①霞平」及び「②霞ヶ岳」からの眺望に対する支障の程度を軽減するため、以下のような眺望保全措置を設定し、風力発電施設の設置位置を変更した事業計画を立案した。

■眺望保全措置

- (共通) ★配置等の工夫により出現する風車の見えの程度を十分軽減すること
- ①霞 平：★霞ヶ岳等への眺望視野に風車が介在しないこと
- ②霞ヶ岳：★俯角 8° 以上の領域(＝俯瞰眺望上重要な領域)に風車が介在しないこと

■概略事業計画

発電出力	850kw	ハブ高	65m	ロータ径	50m	ロータ天端高	90m	基数	8基
------	-------	-----	-----	------	-----	--------	-----	----	----



作業解説

- ・立案した詳細事業計画について、フォトモンタージュの作成により眺望変化予測を行った。
- ・その結果、立案した措置を講じた場合には、ケース②と比較して眺望への支障は十分に回避低減されていると判断した。

⇒詳細事業計画(案)の検討結果について関係主体との合意形成を図った上で、詳細事業計画を確定。

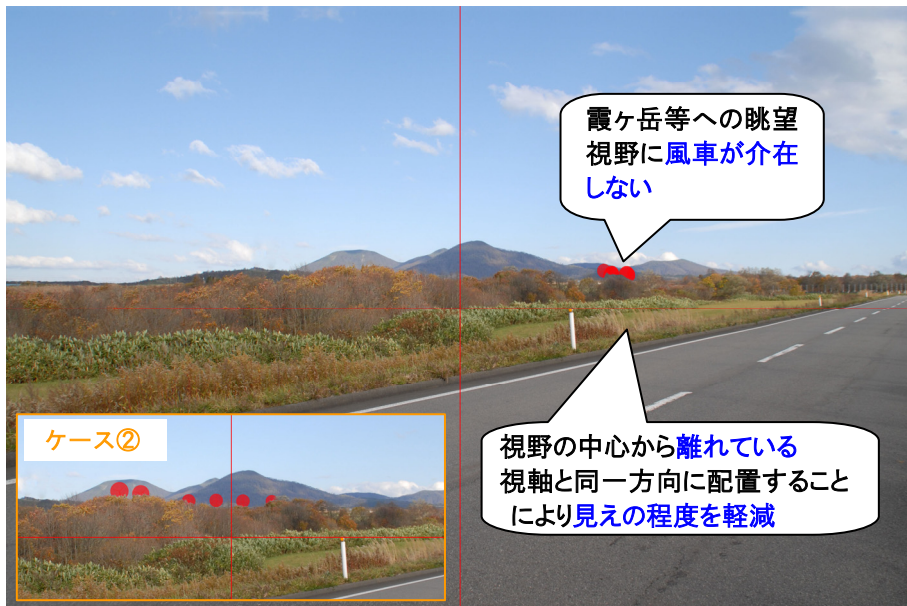
⇒許可申請手続きへ進む。

作業結果

- ・「①霞平」及び「②霞ヶ岳」における眺望変化予測に基づく眺望保全措置の妥当性の確認について、次のように取りまとめた。

《ケース③》 眺望変化予測に基づく眺望保全措置の妥当性の確認結果

＜展望地① 霞平＞



＜展望地② 霞ヶ岳＞

